

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる底建網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ひらめ底建網漁業	20 人	定めなし	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域 基点 1 むつ市脇野沢貝崎突端 基点 2 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱 点ア 基点 1 から真方位 245 度 30 分 4,000 メートルの点 点イ 点アから真方位 265 度 500 メートルの点 点ウ 点エから真方位 265 度 500 メートルの点 点エ 基点 2 から真方位 260 度 5,400 メートルの点	4 月 25 日から 7 月 15 日まで	むつ市脇野沢に住所を有する者	令和 5 年 2 月 22 日から 令和 5 年 4 月 5 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 25 日から令和 5 年 7 月 15 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号および漁業者名を明記した 40 センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げ、レーダーで反射し、視認できるようにしなければならない (2) 設置できる漁具の統数は、1 ヶ統以内とする (3) 漁具の規模は、身網の周囲 110 メートル以内、身網の高さ 8 メートル以内および手網の長さ 100 メートル以内とする (4) 夜間および濃霧等視界不良時は、網揚げ作業をしてはならない (5) 全長 35 センチメートル未満のヒラメおよび全長 20 センチメートル未満のマコガレイは、再放流しなければならない